

源泉所得税の徴収漏れについて

このたび、高知税務署による税務調査の結果、個人への委託料等支払い時の源泉所得税の徴収について、源泉所得税 10,752,066 円（15 件）の徴収漏れの指摘を受けました。

徴収漏れの原因は、対象の支払いは源泉所得税の徴収が必要ないと誤認していたものです。

本法人は、源泉徴収義務者として源泉所得税を支払う義務があるため、令和元年 12 月 25 日に徴収漏れとなっていた源泉所得税全額を高知税務署へ支払いました。

現在、関係した個人に対し事情を説明するとともに徴収漏れとなっている源泉所得税の支払いをお願いしています。

また、高知税務署への源泉所得税の納付が遅れたことにより、不納付加算税 1,051,000 円に加え、延滞税が生じてしまいますが、これは源泉徴収義務者である本法人の負担(予算)で支出いたします。

関係の事業者様及び県民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが発生しないよう再発防止策を講じてまいります。

令和 2 年 1 月 28 日

高知県公立大学法人 理事長 中澤 卓史